

# 第8回 定時株主総会



# 第8回 定時株主総会

日 時 | 2026年4月30日(木)  
午前10時00分(受付:午前9時00分)

場 所 | ベルサール汐留2F

議 案 | 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠決定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件  
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

## Philosophy

### Aspiration / 大志

## 世界中の人々の人生をより楽しく

人が人らしく生きるために「楽しさ」は不可欠と考え、「世界中の人々の人生をより楽しくしたい」というAspiration(アスピレーション=大志)を掲げています。

### Vision / 野望

## 2040年世界一のエンタメ企業に

### Value / 行動指針

#### Speed is King

スピードが大事、ではなく  
「スピード最優先」

#### GRIT and GRIT

「やり抜く力」こそが、  
成功の最も重要な要素

#### Enjoy our Journey

皆で一緒にこの道のりを楽しみ、  
より大きな夢を叶えよう

# GENDA:)

Global Entertainment Network for Dreams and Aspiration

## Message

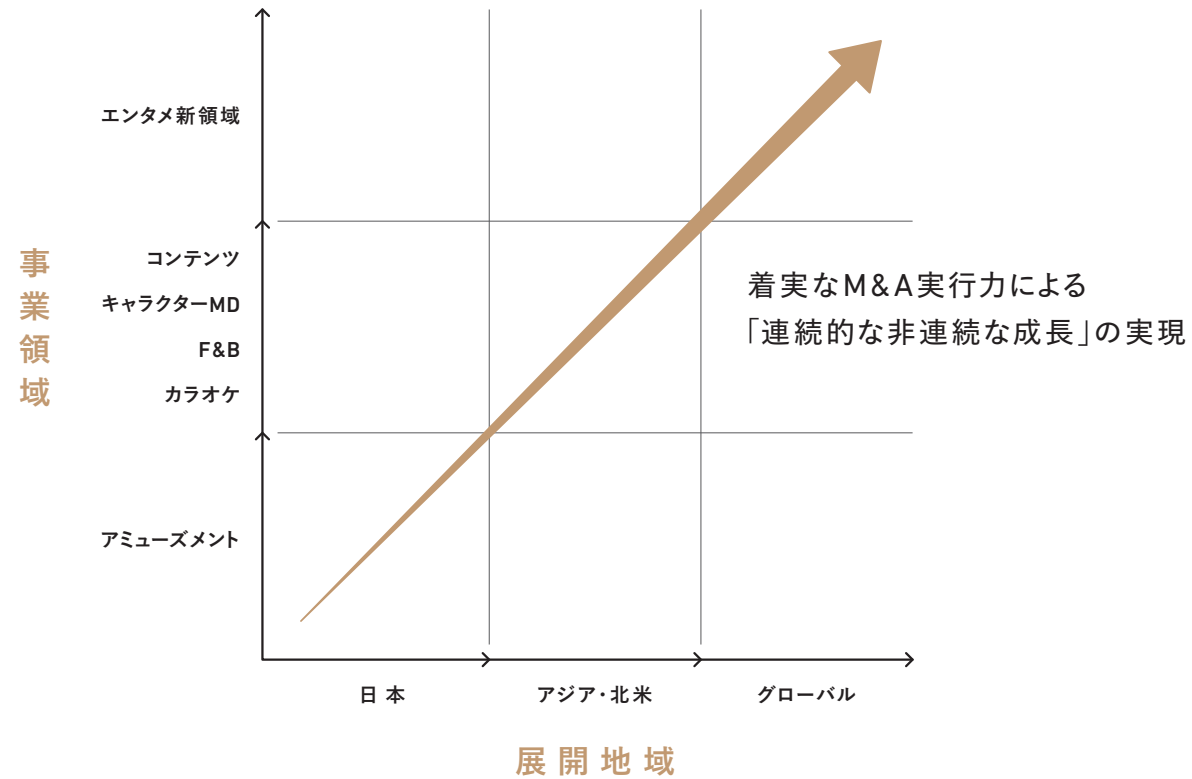
## GENDA:) が目指すのは世界一のエンターテインメント・カンパニー

人が人らしく生きるために「楽しさ」は不可欠と考え、私たちは「世界中の人々の人生をより楽しくしたい」というAspiration(アスピレーション=大志)を掲げています。そして、その「大志」に共鳴し集った仲間と共に、「Speed is King」「GRIT and GRIT」「Enjoy our Journey」の3つのGENDAバリューを行動指針に日々新しい挑戦を続け、その結果として、世界一のエンターテインメント企業を目指しています。近年、ゲームの世界ではめざましいテクノロジーの進歩がありますが、エンターテインメント業界全域を見渡すとまだまだテクノロジーの力を必要としている分野・領域がたくさんあります。私たちは2020年よりゲームセンターのDXに取り組んできましたが、これは一例にすぎず、エンターテインメントの広大な領域においても、GENDAはテクノロジーの力で新たな楽しさを質・量ともに増やすことができると信じています。GENDAはこれからもテクノロジーの強化に投資し、世界の楽しさを増やし続けていきます。ぜひご期待ください。

## Strategy

### 世界一のエンターテインメント企業を目指す GENDA の成長戦略を支える、 3つの領域のプロフェッショナル人材

成長戦略を実現するべく、当社では3つのプロフェッショナルチームを組成しています。  
1つ目はエンターテインメント企業の経営経験を有する人材、2つ目はテクノロジーの人材、  
3つ目はM&Aおよびファイナンスに精通した人材です。



# Group Overview

## 多様に広がるエンタメ事業ポートフォリオ



株式会社 GENDA  
純粋持株会社

GENDA:) CAPITAL

株式会社 GENDA Capital  
ベンチャーキャピタルファンドの運営

注：2026年3月1日時点

### エンタメ・プラットフォーム

### エンタメ・コンテンツ

国内  
海外

エンタメ・プラットフォーム					エンタメ・コンテンツ									
<p><b>アミューズメント</b></p> <p><b>GiGO</b> 株式会社 GENDA GiGO Entertainment AM施設運営</p> <p><b>GiGOEDGE</b> 株式会社 GiGO EDGE</p> <p><b>GiGO SOLUTIONS</b> 株式会社 GiGO SOLUTIONS</p> <p><b>SMILE STATION</b> 有限会社 サンダイ</p>					<p><b>カラオケ</b></p> <p><b>Banpan</b> 株式会社 シン・コーポレーション カラオケの運営等</p> <p><b>ENNE</b> 株式会社 ENNE カラオケ機器の流通等</p> <p><b>ALL</b> 株式会社 メロ・ワークス カラオケの運営等</p>		<p><b>ライフスタイル</b></p> <p><b>CARATI</b> 株式会社 キャラット フォトスタジオ事業等</p> <p><b>FIT365</b> フィットネスジム 株式会社 ファイコム</p>	<p><b>ツーリズム</b></p> <p><b>SMART EXCHANGE</b> 株式会社 SMART EXCHANGE 外貨両替機事業</p>	<p><b>F&amp;B</b></p> <p><b>SWEET PIXELS</b> 株式会社 シトラム 酒類輸入卸、国内販売</p> <p><b>Sweet Pixels</b> 株式会社 Sweet Pixels ポップコーンやスイーツ、レモネードの企画・製造・販売</p> <p><b>fillico</b> 株式会社 フィリコ・ジャパン ジュエリーウォーター等の製造、販売及び輸出入</p>		<p><b>キャラクター MD</b></p> <p><b>ARES COMPANY</b> 株式会社 アレスカンパニー AM施設向けプライズ企画・販売</p> <p><b>株式会社フクヤ</b></p>		<p><b>コンテンツ&amp;プロモーション</b></p> <p><b>GAGA</b> ギャガ株式会社 映画配給</p> <p><b>映画.com</b> 映画.com株式会社 映画情報サイト</p> <p><b>DYNAMO AMUSEMENT</b> 株式会社 ダイナモアミューズメント VRコンテンツ・体感型アトラクション</p> <p><b>ディー・エイト</b> 株式会社 ディー・エイト 展示会やイベントにおける企画・設計・監理及び制作</p> <p><b>ゲッター!</b> 株式会社ゲッター ゲームパブリッシャー (出資比率 14.9%)</p>	
<p><b>GENDA:) AMERICAS</b> GENDA Americas, Inc. (米国)</p> <p><b>GENDA:) EUROPE</b> GENDA Europe Ltd. (英国)</p> <p><b>GENDA:) 广州</b> 莞达(广州)娱乐有限公司 (中国)</p> <p><b>GiGO Taiwan</b> 台湾奇藝股份有限公司 (台湾)</p>					<p><b>GENDA:) 上海</b> 莞答(上海)娱乐有限公司 (中国)</p> <p><b>GiGO Vietnam</b> GiGO VIETNAM Co., Ltd. (ベトナム)</p>					<p><b>C'traum</b> C'traum Asia Pte. Ltd. (シンガポール)</p> <p><b>LEMONADE</b> LEMONADE Lemonica UK Limited (英国)</p>		<p><b>福屋香港</b> 福屋香港有限公司 (香港)</p> <p><b>台湾福屋</b> 台湾福屋有限公司 (台湾)</p> <p><b>FUKUYA USA INC.</b> FUKUYA USA INC. (米国)</p>		

## 株主各位

### 第8回 定時株主総会招集ご通知

証券コード 9166  
2026年4月15日  
(電子提供措置の開始日 2026年4月9日)  
東京都港区東新橋一丁目9番1号  
株式会社 GENDA  
代表取締役社長 CEO 片岡 尚



拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について

電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトを含む以下のウェブサイトに掲載しておりますので、

いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<p><b>当社ウェブサイト</b>  <a href="https://genda.jp">https://genda.jp</a>            (上記ウェブサイトアクセスいただき、            メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)</p>	
<p><b>東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)</b>  <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>            (上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「GENDA」又は「コード」に            当社証券コード「9166」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、            「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)</p>	
<p><b>株主総会ポータル®(三井住友信託銀行)</b>  <a href="https://www.soukai-portal.net">https://www.soukai-portal.net</a>            同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、            「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。</p>	

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

#### インターネット等による議決権行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)において、賛否をご入力のうえ、2026年4月28日(火曜日)午後6時30分までに議決権を行使してください。

#### 書面(郵送)による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年4月28日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご送付ください。

敬 具



## 「株主総会ポータル」のご案内

### 招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

#### POINT 1

##### スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。  
株主総会資料も閲覧できます。

#### POINT 2

##### 簡単・便利にアクセスが可能

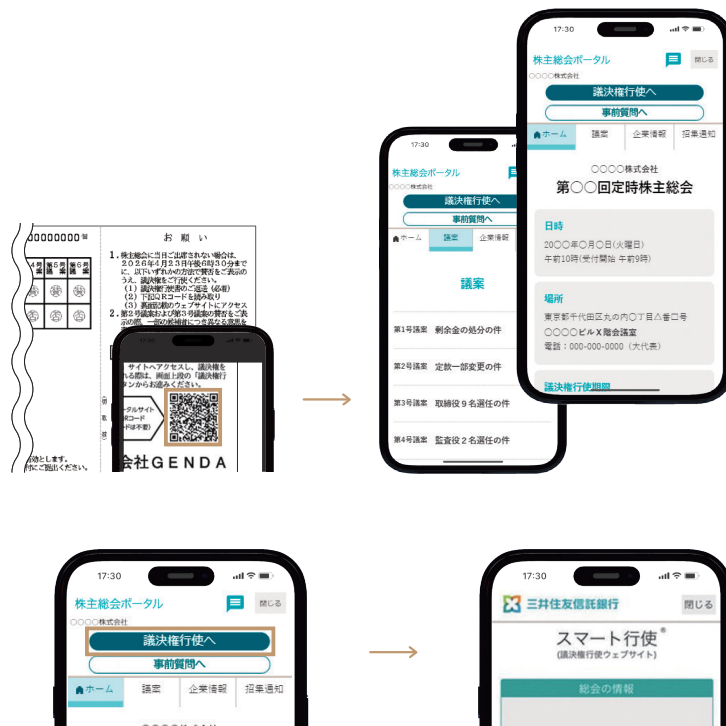
お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に  
記載のQRコードを読み取り簡単にアクセスできます。  
ID・パスワードの入力は不要です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

#### POINT 3

##### 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。  
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 **2026年4月28日(火曜日)午後6時30分**

### PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の  
ログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL <https://www.soukai-portal.net>

#### 議決権行使方法

右図の通り、ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、  
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

#### 事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 **2026年4月23日(木曜日)午後6時まで**

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承ります。  
いただいたご質問の中で株主の皆様の関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。  
招集通知の確認、議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。  
「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は3問までとさせていただきます。  
※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。  
※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

#### ご注意事項

●一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。●書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。●1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**0120-652-031** (受付時間 9時～21時)

ぜひQ&Aもご確認ください。



## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。また、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンス体制をさらに充実させるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。本移行により、経営の透明性及び客観性を高め、取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会に関する規定を新設し、監査役に関する規定を削除する等、定款の全面的な見直しを含めた所要の変更を行うものであります。併せて、現行定款第7条(自己株式の取得)は、現行定款第48条の内容と重複することから削除しております。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条(条文省略)</p> <p>第2条(目的) (1)～(3)(省略)</p> <p>(4)玩具、遊戯用具、文具、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品、清涼飲料水、酒類、たばこ、食料品、家庭用電気製品、化粧品、スポーツ用品、アミューズメント用景品の企画、開発、製造、販売及び輸出入</p> <p>(5)～(7)(省略)</p> <p>(8)映画館、劇場、スポーツ施設、飲食施設、文化施設、温泉浴場、宿泊施設、カラオケルーム、写真館、学習塾、託児所、保育園その他の保育施設、駐車場、エステティック、リラクゼーション等の各種施設</p>

変更案
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条(現行通り)</p> <p>第2条(目的) (1)～(3)(現行通り)</p> <p>(4)玩具、遊戯用具、文具、家具製品、日用品雑貨、装飾品雑貨、衣料品、清涼飲料水、酒類、たばこ、食料品、家庭用電気製品、化粧品、スポーツ用品、アミューズメント用景品の企画、開発、製造、販売、<u>賃貸</u>及び輸出入</p> <p>(5)～(7)(現行通り)</p> <p>(8)映画館、劇場、スポーツ施設、飲食施設、<u>結婚式場、イベントスペース</u>、文化施設、温泉浴場、宿泊施設、カラオケルーム、写真館、学習塾、託児所、保育園その他の保育施設、駐車場、エステティック、</p>

現行定款
<p>の企画・運営</p> <p>(9)～(34)(省略)</p> <p>第3条(条文省略)</p> <p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条(条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条(条文省略)</p> <p>第7条(自己株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条(条文省略)</p>

変更案
<p>リラクゼーション等の各種施設の企画・運営</p> <p>(9)～(34)(現行通り)</p> <p>第3条(現行通り)</p> <p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条(現行通り)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条(現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第10条(現行通り)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条(現行通り)</p>

現行定款
<p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第19条(取締役の員数) 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第20条(取締役の選任方法) (新設)</p> <p>1. 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条(取締役の任期) 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条(代表取締役及び役付取締役)</p>

変更案
<p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第18条(取締役の員数) 1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>第19条(取締役の選任方法) 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条(取締役の任期) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条(代表取締役及び役付取締役)</p>

現行定款
<p>1. 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条(条文省略)</p> <p>第24条(取締役会の招集通知) 1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条(条文省略)</p> <p>第26条(取締役会の決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>第27条(条文省略)</p> <p>第28条(取締役会議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他</p>

変更案
<p>1. 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条(現行通り)</p> <p>第23条(取締役会の招集通知) 1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条(重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条(現行通り)</p> <p>第26条(取締役会の決議の省略) 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条(現行通り)</p> <p>第28条(取締役会議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他</p>



現行定款
<p>る場合に備え、株主総会の決議により、補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第33条の規定を準用する。</p> <p>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 第1項に定める補欠監査役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)

変更案
<p><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p><b>第32条(常勤の監査等委員)</b> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><b>第33条(監査等委員会の招集通知)</b> 1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p> <p><b>第34条(監査等委員会の決議の方法)</b> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><b>第35条(監査等委員会規程)</b> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p><b>第36条(監査等委員会議事録)</b> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにそ</p>

現行定款
<p><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第44条～第45条(条文省略)</p> <p>第46条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p><b>第7章 計算</b></p> <p>第47条～第50条(条文省略)</p> <p><b>第8章 附則</b></p> <p>第1条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>

変更案
<p>の他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第37条～第38条(現行通り)</p> <p>第39条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><b>第7章 計算</b></p> <p>第40条～第43条(現行通り)</p> <p><b>第8章 附則</b></p> <p>第1条(現行通り)</p> <p>第2条(監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、第8回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(9名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 8名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。  
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	かた おか なお <b>片岡 尚</b>	代表取締役社長 CEO	<b>再任</b>
2	わた なべ たい じゅ <b>渡邊 太樹</b>	常務取締役 CFO	<b>再任</b>
3	は ばら こう へい <b>羽原 康平</b>	常務取締役 CSO	<b>再任</b>
4	さ とう ゆう ぞう <b>佐藤 雄三</b>	取締役 CCO 兼 コンテンツ&プロモーション事業最高責任者	<b>再任</b>
5	にの みや かず ひろ <b>二宮 一浩</b>	取締役 アミューズメント施設事業最高責任者	<b>再任</b>
6	しま づ のり こ <b>嶋津 紀子</b>	社外取締役	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
7	はやし ま り こ <b>林 真理子</b>	社外取締役	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
8	よね や たい ち <b>米屋 大地</b>	—————	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

**再任** 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数  
**25,600,600** 株

在任年数  
**8** 年

取締役会出席状況  
**22/22** 回

## 1 片岡 尚 (1972年12月7日生) **再任**

### 略歴、当社における地位及び担当

1995年 4月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社) 入社	2019年 9月 当社 代表取締役会長
2004年 3月 株式会社イオンファンタジー転籍	2023年12月 ギャガ株式会社 代表取締役会長(現任)
2008年 5月 同社 取締役	2025年 4月 株式会社シン・コーポレーション 取締役(現任)
2013年 3月 同社 代表取締役社長	2025年 4月 当社 代表取締役社長CEO(現任)
2017年 3月 イオンエンターテイメント株式会社 代表取締役社長	2025年 7月 株式会社グラッパ 取締役(現任)
2018年 5月 当社設立、代表取締役社長	

### 重要な兼職の状況

ギャガ株式会社 代表取締役会長 / 株式会社シン・コーポレーション 取締役 / 株式会社グラッパ 取締役

### 取締役候補者とした理由

創業者として当社グループの事業推進及びM&Aにおいて重要な役割を担ってまいりました。エンターテインメント施設運営について豊富な経験と知見を有しており、当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、前期に続いて取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数  
**1,206,000** 株

在任年数  
**3** 年

取締役会出席状況  
**22/22** 回

## 2 渡邊 太樹 (1988年4月14日生) **再任**

### 略歴、当社における地位及び担当

2011年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入社	2023年 4月 当社 取締役CFO
2015年 4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社	2025年 4月 当社 常務取締役CFO(現任)
2021年 6月 当社入社 CFO 兼 管理本部長 兼 財務部 部長	
2021年 8月 当社 執行役員	

### 取締役候補者とした理由

CFOとして成長投資の足場となる盤石な財務体質の構築に加え、規律の効いたM&A及びファイナンスを推進しており、当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、前期に続いて取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

**235,200** 株

在任年数

**2** 年

取締役会出席状況

**22/22** 回

### 3 はばら こうへい 羽原 康平 (1994年9月9日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2017年 4月 PwCアドバイザリー合同会社 入社  
2019年 9月 当社 入社 経理部 部長  
2021年 4月 Kiddleton, Inc. 取締役  
2021年 8月 当社 執行役員 兼 経営企画部 部長  
2023年 9月 当社 執行役員CSO

2024年 4月 当社 取締役CSO  
2024年12月 株式会社インソース 社外取締役(現任)  
2025年 4月 当社 常務取締役CSO(現任)

重要な兼職の状況

株式会社インソース社外取締役

取締役候補者とした理由

公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、CSOとして経営戦略等の幅広い部門で業務に携わる一方、当社グループのM&A実務の責任者として積極的なM&A戦略を牽引しております。今後も当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、前期に続いて取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数

**501,600** 株

在任年数

**4** 年

取締役会出席状況

**22/22** 回

### 4 さとう ゆうぞう 佐藤 雄三 (1962年10月12日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 株式会社博報堂 入社  
2015年 4月 株式会社TBWA/HAKUHODO  
代表取締役社長兼CEO  
2015年 4月 株式会社博報堂 執行役員  
2017年 4月 株式会社博報堂プロダクツ取締役

2022年 4月 当社取締役  
2023年 9月 当社取締役CCO  
2023年11月 当社取締役CCO 兼 コンテンツ  
& プロモーション事業最高責任者(現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり培った豊富な経営の経験と、エンターテインメント業界全般への深い理解及び幅広い人脈を有しており、当社グループの継続的成長のために適切な人材であると判断し、前期に続いて取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数

**129,600** 株

在任年数

**1** 年

取締役会出席状況

**17/17** 回

### 5 ののみや かずひろ 二宮 一浩 (1973年2月10日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2018年 4月 株式会社バンダイナムコアミューズメント  
執行役員 施設営業ディビジョンマネージャー  
2019年 4月 同社 執行役員 海外事業ディビジョンマネージャー  
2020年 4月 Namco UK Ltd. Managing Director、  
Namco USA Inc. Director (兼任)  
2021年 4月 当社入社 CSO

2021年 8月 株式会社GENDA SEGA Entertainment  
(現 株式会社GENDA GiGO Entertainment)  
取締役 商品企画本部 本部長  
2023年 4月 同社 代表取締役社長(現任)  
2023年 9月 当社 執行役員 アミューズメント施設事業  
最高責任者  
2025年 4月 当社 取締役 アミューズメント施設事業  
最高責任者(現任)

重要な兼職の状況

株式会社GENDA GiGO Entertainment 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

前職時代から国内外のアミューズメント施設の責任者を歴任し、当社のアミューズメント施設事業最高責任者として当社グループのアミューズメント事業拡大に貢献しております。今後も当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、前期に続いて取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数

— 株

在任年数

**2** 年

取締役会出席状況

**22/22** 回

### 6 しまづ のりこ 嶋津 紀子 (1985年9月7日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

2008年 4月 ポスト・コンサルティング・グループ合同会社 入社  
2018年 5月 Netflix株式会社(現 Netflix合同会社) 入社  
2018年 5月 株式会社Japan Search Fund Accelerator 創業  
代表取締役社長(現任)  
2022年 2月 中小企業政策審議会 臨時委員(現任)  
2023年 1月 株式会社メディプラス 社外取締役(現任)

2023年 3月 株式会社フレスコ 社外取締役(現任)  
2024年 4月 当社 社外取締役(現任)  
2024年 5月 株式会社ジェクティ 社外取締役(現任)  
2024年 7月 一般財団法人ネクストジャパン・イニシアティブ理事(現任)  
2024年 9月 エヌケー貿易株式会社 社外取締役(現任)  
2026年 1月 株式会社ナッパ 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社Japan Search Fund Accelerator 代表取締役社長 / 株式会社メディプラス 社外取締役 / 株式会社フレスコ 社外取締役 / 株式会社ジェクティ 社外取締役 / 一般財団法人ネクストジャパン・イニシアティブ 理事 / エヌケー貿易株式会社 社外取締役 / 株式会社ナッパ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系コンサルティングファームや企業経営等での豊富なM&A経験と実績に裏打ちされた高い見識に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であるとともに、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、前期に続いて社外取締役候補者といたしました。



はやし まり こ

## 7 林 真理子 (1954年4月1日生)

再任 社外 独立

### 略歴、当社における地位及び担当

1986年 1月 著書『最終便に間に合えば』、『京都まで』が第94回直木賞受賞	2020年12月 菊池寛賞受賞
2011年 1月 レジオン・ドヌール勲章シュヴァリエ受章	2022年 7月 学校法人日本大学 理事長(現任)
2018年11月 紫綬褒章受章	2025年 4月 当社 社外取締役(現任)
2020年 5月 公益社団法人日本文藝家協会 理事長(現任)	

### 重要な兼職の状況

公益社団法人日本文藝家協会 理事長 / 学校法人日本大学 理事長

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる創作活動を通じた、特にコンテンツ領域に関するエンターテインメント事業に於ける助言及び豊富な人脈が得られることを期待し、より多様なネットワークが求められる当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、前期に続いて社外取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数

— 株

在任年数

1 年

取締役会出席状況

16/17 回



よね や たい ち

## 8 米屋 大地 (1981年3月23日生)

新任 社外 独立

### 略歴、当社における地位及び担当

2004年 6月 モルガンスタンレー証券株式会社 (現モルガンスタンレーMUFG証券株式会社) 入社	2016年 3月 Owl Creek Asset Management, L.P. 入社
2006年 9月 Praetorian Resources Inc. (Duquesne Capital Management 東京オフィス)入社	2017年 9月 フィデリティ投信株式会社 入社
2009年 4月 A.T. カーニー株式会社 入社	2019年 4月 Factorial Management Limited 入社
2009年10月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社	2020年12月 Genies Limited (EastBay Asset Management香港オフィス) CEO
2013年 1月 グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社 (現ベントール・グリーンオーク株式会社) 入社	2022年 9月 投資家として独立(現在に至る)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

投資銀行及びヘッジファンドでの実務を通じて培われた金融・資本市場に関する深い見識や、機関投資家の客観的視点を活かした経営戦略への助言及び実効性の高い経営監督など、これら豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数

— 株

在任年数

新任

取締役会出席状況

— 回

(注)

- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 嶋津紀子氏、林真理子氏、米屋大地氏は社外取締役候補者であります。
- 各候補者の所有する株式数は、当期末(2026年1月31日)現在の株式数を記載しております。
- 片岡尚氏、渡邊太樹氏の所有する株式数には両氏らの各資産管理会社が所有する株式数も含めて記載しております。
- 当社は嶋津紀子氏と林真理子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、米屋大地氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「会社役員の状況」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 当社は、嶋津紀子氏、林真理子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、米屋大地氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 林真理子氏の戸籍上の氏名は東郷真理子であります。

## 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当			
1	井畑 啓一	常勤社外監査役	新任	社外	独立
2	松原 由佳	社外監査役	新任	社外	独立
3	国見 健介	社外監査役	新任	社外	独立
4	田尻 佳菜子	社外取締役	新任	社外	

新任 新任監査等委員である取締役候補者 社外 社外監査等委員である取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数

170,400 株

在任年数

7 年

取締役会出席状況

22/22 回

監査役会出席状況

13/13 回

## 1 井畑 啓一 (1956年10月13日生)

新任

社外

独立

### 略歴、当社における地位及び担当

2013年 6月 株式会社イオンファンタジー 経財・管理本部長  
2017年 3月 同社 広報・IR室長  
2020年 2月 当社 常勤社外監査役(現任)  
2020年12月 株式会社GENDA SEGA Entertainment (現株式会社GENDA GIGO Entertainment)監査役

2023年12月 ギャガ株式会社 監査役(現任)  
2024年 6月 株式会社アレスカンパニー 監査役  
2024年 8月 株式会社シトラム 監査役

### 重要な兼職の状況

ギャガ株式会社 監査役

### 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割

事業会社における財務・管理および広報・IR部門での豊富な経験に加え、当社監査役やグループ各社の監査役としての長年の実績から培われた事業および財務への深い知見を活かし、監査等委員として実効性の高い監査・監督機能を発揮することで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

— 株

在任年数

5 年

取締役会出席状況

22/22 回

監査役会出席状況

13/13 回

## 2 松原 由佳 (1984年9月26日生)

新任

社外

独立

### 略歴、当社における地位及び担当

2011年 1月 西村あさひ法律事務所 入所  
2019年 4月 株式会社三菱UFJ銀行 出向  
2021年 2月 ひふみ総合法律事務所 入所(現任)  
2021年 7月 当社 社外監査役(現任)  
2022年 3月 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役(監査委員)(現任)

2025年 6月 株式会社ギフトモール 社外監査役(現任)

### 重要な兼職の状況

ひふみ総合法律事務所 弁護士 / 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役(監査委員) / 株式会社ギフトモール 社外監査役

### 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はないものの、弁護士としての高度な専門知識や金融機関での実務経験、他社役員等での実績から培われた深い知見を活かし、客観的かつ適法性の観点から実効性の高い監査・監督機能を発揮することで当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



くに み けん すけ

### 3 国見 健介 (1978年9月2日生)

新任 社外 独立

#### 略歴、当社における地位及び担当

2001年 7月 中央青山監査法人  
 2002年 1月 CPAエクセレントパートナーズ株式会社  
 代表取締役(現任)  
 2023年 5月 CKA株式会社 代表取締役(現任)  
 2025年 4月 当社 社外監査役(現任)

#### 重要な兼職の状況

CPAエクセレントパートナーズ株式会社 代表取締役 / CKA株式会社 代表取締役

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士としての財務および会計に関する高度な専門知識や経験に加え、当社社外監査役としての実績から培われた知見を活かし、高い倫理観と公正・公平な判断力をもって実効性の高い監査・監督機能を発揮することで、当社グループの企業価値向上に寄与することができるかと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式数

— 株

在任年数

1 年

取締役会出席状況

17/17 回

監査役会出席状況

10/10 回



た じり か な こ

### 4 田尻 佳菜子 (1981年4月10日生)

新任 社外

#### 略歴、当社における地位及び担当

2008年 12月 森・濱田松本法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業)	2023年 4月 Nadia株式会社 監査役
2014年 7月 預金保険機構 出向	2024年 1月 森・濱田松本法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業)
2020年 1月 森・濱田松本法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所外国法共同事業)	2025年 4月 当社 社外取締役(現任)
2021年 11月 デジタルデータソリューション株式会社 社外監査役	2025年 6月 白銅株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)
2022年 9月 同社 社外取締役(監査等委員)	2025年 11月 霞ヶ関キャピタル株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

#### 重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー / 白銅株式会社 社外取締役(監査等委員) / 霞ヶ関キャピタル株式会社 社外取締役(監査等委員)

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知識と経験を有しており、それに基づく専門的な見識は、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であるとともに、当社グループの企業価値向上に寄与することができるかと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

(注)

- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 各候補者は監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 各候補者の所有する株式数は、当期末(2026年1月31日)現在の株式数を記載しております。
- 当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各候補者の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「会社役員の状況」に記載のとおりです。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 井畑啓一氏、松原由佳氏及び国見健介氏が原案どおり選任された場合、当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 松原由佳氏の戸籍上の氏名は越後屋由佳、田尻佳菜子氏の戸籍上の氏名は林佳菜子であります。

## 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、2022年4月27日開催の第4回定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を定めることとし、**年額1億8,000万円以内(うち社外取締役分年額4,000万円以内)**とさせていただきたいと存じます。なお、当社における第8期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役(監査等委員である取締役を除く)とする旨及び業務執行取締役の業績連動報酬の割合を上げる旨の変更をすることを予定しております。本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。現在の取締役は9名(うち社外取締役3名)であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名(うち社外取締役3名)となります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を**年額5,000万円以内**とさせていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。今般、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対するインセンティブ・プランの見直しを行い、対象取締役が、当社の経営目標の達成に対するコミットメントをより一層高めるとともに、株主の皆様と株価変動の利益とリスクを共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、あらかじめ定める1事業年度(以下、「業績評価期間」という。)の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式(以下、「当社株式」という。)を事後交付する業績連動型株式報酬(いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット)制度(以下、「本制度」という。)を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠決定の件」の報酬枠とは別枠として(注)、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間(下記3.にて定義される。以下同じ。)につき**9,900万円以内**として設定いたしたいと存じます。なお、業績連動型株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各対象期間について割り当てる当社株式の数の**上限は20万株**とし、発行済株式総数(2026年1月31日時点)に占める割合は0.1%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本定時株主総会終結後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、下記「(ご参考)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(予定)」に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

現在の当社の取締役は9名(うち社外取締役は3名)であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名(うち社外取締役は3名)となり、対象取締役は5名となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### 記

#### 【本制度の概要】

##### 1. 株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間における業績目標達成度等に応じて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当を受けることになります。そのため、業績評価期間の開始時点では、各対象取締役に対して、当社株式の割当のための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額及び割り当てる当社株式の数は確定していません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給します。

##### 2. 割り当てる株式の総数

対象取締役に対して割り当てる当社株式の総数は、各対象期間について20万株を上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割(当社株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができます。

なお、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

##### 3. 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

① 当社は、基準となる株式数や業績目標達成度の算定方法をあらかじめ定めたくうえで、対象取締役に対して、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間中に最初に開催される当社定時株主総会終了後から業績評価期間終了後に最初に開催される当社定時株主総会までの期間(以下、「対象期間」という。)の勤務期間に応じて算定される数の当社株式を、対象期間終了後に交付します。

② 業績評価期間中に、対象取締役が死亡その他正当な理由により当社の取締役を退任した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて当社株式及び金銭は交付されません。

もっとも、業績評価期間終了後、本制度に基づく当社株式の交付日より前に対象取締役が、死亡以外の当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、対象期間終了後に、本制度に基づいて当社株式を交付します。また、業績評価期間終了後、本制度に基づく当社株式の交付日より前に、対象取締役が死亡により当社の取締役を退任した場合、対象期間終了後に、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

- ③ 本制度に基づく当社株式の交付日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社株式の交付日より前に到来することが予定されているときに限る。)、当社取締役会が合理的に定めた時期に、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。
- ④ 対象取締役が、業績評価期間終了後に死亡その他正当な理由によらずに当社の取締役を退任した場合、一定の非違行為があった場合等、本制度の趣旨を達成するために必要な権利喪失事由(当社取締役会において定める。)に該当した場合には、当該対象取締役に対して本制度に基づいて当社株式及び金銭は交付されません。

(注) 第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠決定の件」における報酬枠は、下記「(ご参考)初回の業績評価期間における交付株式数の算定方法等の概要」の「(ア) 対象取締役の役員別株式報酬基準額」に記載の表における「固定報酬(金銭)」に該当するものであり、本議案で設定する報酬枠は同表における「業績連動報酬(株式)」に該当するものです。それぞれ別の報酬枠として設定いたしますが、総報酬に対する構成割合の目安は同表のとおりとなります。

(ご参考) 初回の業績評価期間における交付株式数の算定方法等の概要  
 初回の業績評価期間は第9期事業年度(2026年2月1日～2027年1月31日)とし、以下のとおり、交付株式数を算定するものとします。

**【本制度における交付株式数の算定方法の概要】**

(最終交付株式数の算定式)

$$\text{① 基準交付株式数} \times \text{② 業績目標達成度} \times \text{③ 在任期間比率}$$

※ 算出された最終交付株式数の小数点以下は切り捨てます。

**① 基準交付株式数**

基準交付株式数は以下の式により算出されます。

$$\text{① 基準交付株式数} = \frac{\text{(ア) 対象取締役の役員別株式報酬基準額}}{\text{(イ) 基準株価}}$$

※ 算出された基準交付株式数の小数点以下は切り捨てます。

- (ア) 対象取締役の役員別株式報酬基準額  
 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定した、業績目標達成度が100%である場合における各対象取締役の総報酬額に対する固定報酬(金銭)と業績連動報酬(株式)の構成割合が以下の比率となるよう算出されます。

会社における地位	総報酬	固定報酬(金銭)	業績連動報酬(株式)
代表取締役	100%	70%	30%
常務取締役	100%	80%	20%
取締役	100%	90%	10%

※ 上記は、業績目標達成度が100%であると仮定した場合の「総報酬に対する構成割合」を示したものです。実際の業績目標達成度は当社取締役会においてあらかじめ決定する算定方法により0%から200%の範囲で算定されます。

- (イ) 基準株価  
 基準株価は、基準交付株式数を決定する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

**② 業績目標達成度**

業績目標達成度は、決算短信において開示される予想調整後EBITDAと業績評価期間に係る確定した連結財務諸表により算出される実績調整後EBITDAの数値を用いて当社取締役会において予め決定する算定方法により0%から200%の範囲で算定されます。具体的には、以下の式により算定されます。

$$\text{② 業績目標達成度} = \frac{\text{実績調整後EBITDA}}{\text{予想調整後EBITDA}}$$

※ 算定された業績目標達成度の小数点以下は切り捨てます。

※ 「調整後EBITDA」: EBITDAにM&A関連費用を足し戻したものをいいます。  
 「M&A関連費用」: M&A執行手数料(仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用、財務アドバイザー費用、企業価値算定費用)、M&A融資関連手数料、株式関連手数料(株式資金調達費用(公募増資関連費用))が含まれるものとします。

**③ 在任期間比率**

在任期間に応じて付与する株式数を按分するため、以下の式により算出されます。なお、月の途中で新たに就任又は退任した場合には1ヶ月在任したものとみなして計算します。

$$\text{③ 在任期間比率} = \frac{\text{対象期間中に在任した合計月数}}{\text{12ヶ月}}$$

(ご参考) 初回の業績評価期間(第9期事業年度)の運用スケジュール(予定)

本議案をご承認いただいた場合、初回の業績評価期間につきましては、以下のスケジュールにて運用することを予定しております。

- 2026年4月:本定時株主総会における本議案の承認(決議)
- 2026年5月:当社取締役会にて各対象取締役に対する「基準交付株式数」を決定  
→(業績評価期間):第9期事業年度(2026年2月1日から2027年1月31日まで)
- 2027年4月:当社の通期決算確定に伴い調整後EBITDAの実績値を確定し、業績目標達成度(0%から200%)を評価・算定
- 2027年5月:当社取締役会にて「最終交付株式数」を確定し、対象取締役へ当社普通株式を交付

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(予定)

第1号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本定時株主総会終了後に開催される当社取締役会において、本制度の導入内容と整合するよう「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり改定することを予定しております。

#### ① 基本方針

1. 当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下本方針において同じ。)の報酬等については、当社の業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、その職位や職責等に基づき支給額を検討し、適正な水準とすることを基本方針とする。
2. 当該取締役の報酬等は、固定報酬としての「基本報酬」及び、中長期的な企業価値向上を目的とした「非金銭報酬等(業績連動型株式報酬・ストックオプション等)」により構成する。また、監査等委員である取締役及び社外取締役には、その職責や職務及びその他諸般の事情等を勘案し、基本報酬のみ支給する。

#### ② 基本報酬の額の決定に関する方針

1. 当社の取締役に対する基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、株主総会で決定された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額の範囲内で、役位に応じた職責や当社の事業特性等を総合的に勘案して取締役会で決定する。また、社外取締役の基本報酬については、その独立性や監督機能を担う役割等を勘案して決定する。ただし、取締役会は決定を代表取締役社長CEOに一任することができる。なお、監査等委員である取締役の基本報酬は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

#### ③ 非金銭報酬等(株式報酬・ストックオプションを含む)の額の決定に関する方針

1. 中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において承認を得た報酬上限額の範囲内において、業績連動型株式報酬やストックオプション(新株予約権)を付与することがある。
2. 業績連動型株式報酬については、対象取締役の基本報酬額や役位に応じた基準比率をベースとし、当社が定める業績指標の

達成度等に応じて最終的な交付株式数変動する仕組みとする。なお、具体的な算定式や交付条件等については、株主総会で決議された範囲内において、取締役会が定める規程等により決定する。

3. 個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経た上で、役位、職責、その他業績等も総合的に考慮して取締役会で決定する。

#### ④ 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

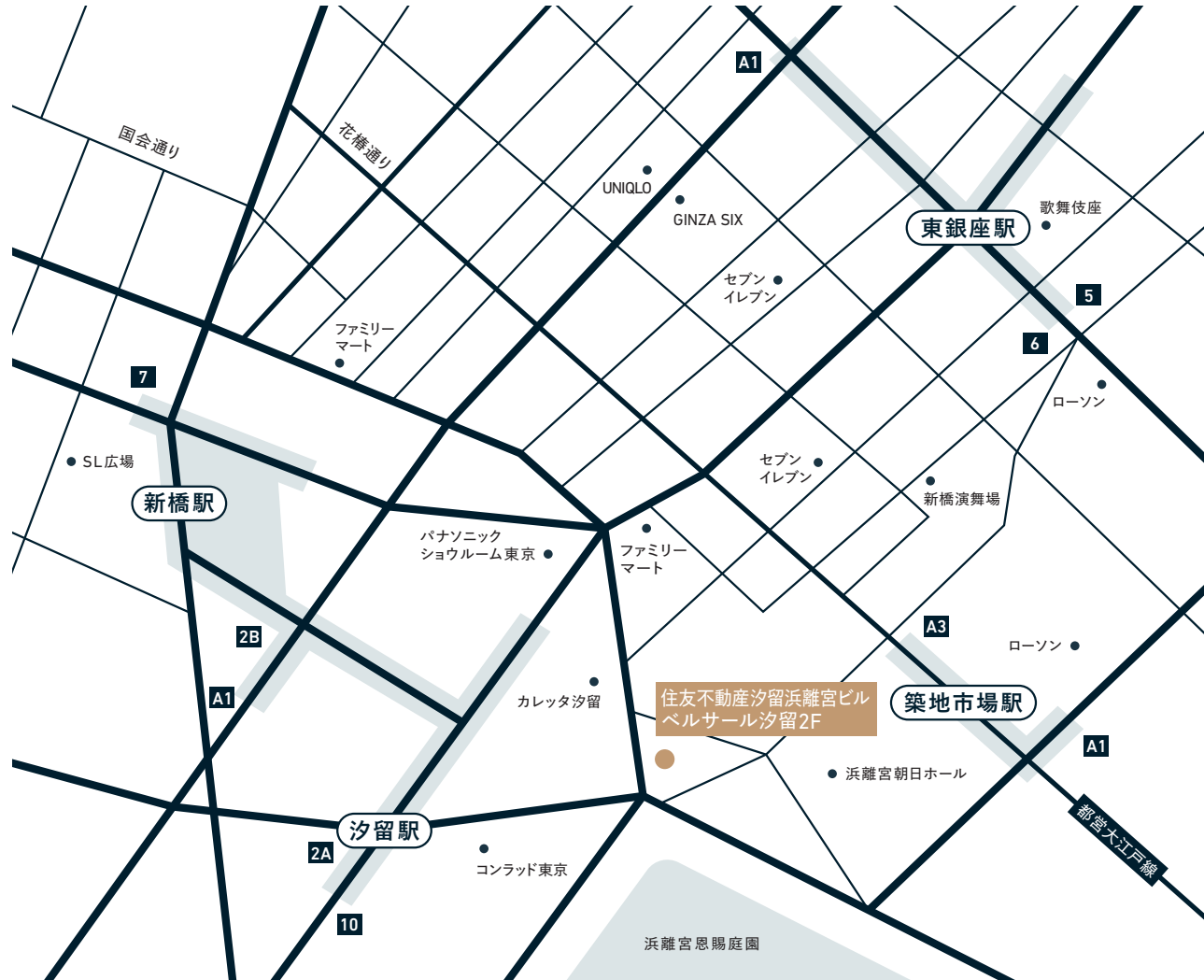
1. 基本報酬については、毎月定められた日程に現金にて支給する。
2. 非金銭報酬等のうち、業績連動型株式報酬については、あらかじめ定められた業績評価期間等の条件に基づき、当該期間の業績確定後など、制度の趣旨に即した適切な時期に株式の交付(支給)を行うものとする。
3. その他の非金銭報酬等については、株主総会において承認を得た条件並びに時期(有償ストックオプション等、法令上株主総会の承認を要しないものについては、取締役会等において決定した条件並びに時期)に則って支給又は付与するものとする。

#### ⑤ 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

1. 取締役会又は取締役会から報酬等の額の決定を一任された代表取締役社長CEOは、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、当社の業績、各取締役の役位、職責等に応じて各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の具体的な基本報酬の額を決定する。なお、当該決定にあたっては、透明性及び公正性を確保する観点から、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重するものとする。また、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議によって決定するものとする。

以上

## Access



会場  
ベルサール汐留2F

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目21-1  
住友不動産汐留浜離宮ビル

新橋駅 (JR・銀座線・浅草線) …… 徒歩 8分  
東銀座駅 (銀座線・丸ノ内線・日比谷線) …… 徒歩 11分

汐留駅 (大江戸線・ゆりかもめ) …… 徒歩 5分  
築地市場駅 (大江戸線) …… 徒歩 7分

More fun :)  
for your days